

# 沖縄こどもの国軽飲食スペース等における サウンディング型市場調査実施要領(令和 8 年度)

## 1. 目的

沖縄こどもの国(以下、「本園」という。)では、飲食等のサービス提供に注力しようと考えており、そのためには様々な民間企業や関係機関・団体等(以下、「民間企業等」という。)との連携が重要であると考えております。令和 10 年度末ごろにスケルトン方式により完成予定とはなりますが、軽飲食スペースを活用していただきやすいよう、設計に反映できる内容について広くアイデアを募集したいと考えております。

そのため、アイデアの募集と併せて、「別紙 1 ヒアリングシート」に示す内容についてもヒアリングを実施したいと考えております。本市の取組みにご賛同いただける皆さまからのご提案をお待ちしております。

## 2. 沖縄こどもの国 施設概要

### (1) 施設概要

- ①名称 沖縄こども未来ゾーン(通称:沖縄こどもの国)
- ②住所 沖縄県沖縄市胡屋五丁目 7 番 1 号
- ③開園時間 平日 9:30~17:30  
土日祝 9:30~21:00(夜間開園)
- ④休園日 毎週火曜日、年末年始
- ⑤運営方法:指定管理者制度(指定管理者:公益財団法人沖縄こどもの国)
- ⑥入場料:大人 1,000 円、15 歳以下無料

### (2) 年間来場者数

令和 5 年度:676,270 人  
令和 6 年度:727,357 人  
令和 7 年度:709,808 人

### (3) 施設構成

- ①敷地面積:約 18.2ha
- ②主要施設:各動物舎、ワンダーミュージアム、チルドレンズセンター、ズースクール等
- ③施設内容:動物展示、科学ミュージアム、飲食・物販施設、公園設備等
- ④調査対象施設:「別紙 2 施設概要」に示す

### 3. 調査の実施手順

- ・「別紙1 ヒアリングシート」への協力にあたり、個別ヒアリングを実施します。
- ・ヒアリング内容について、公表しておりますので事前に確認いただくと、個別ヒアリングを円滑に進めることができますのでご協力をお願いします。
- ・「別紙1 ヒアリングシート」に記載されていない内容についての提案も受付しております。

#### (1) 質問・相談の受付及び対応（随時）

- ・調査に対する質問・相談は随時受け付けますので、「別紙3 質問書」を作成の上、下記申込先へメールによりご連絡ください。

#### (2) 「別紙1 ヒアリングシート」及び個別ヒアリングの実施

- ①「別紙1 ヒアリングシート」については個別ヒアリング時に記載します。
- ②「別紙1 ヒアリングシート」に記載されていない事項について提案がある場合は、概要のわかる資料の提出にご協力ください。（任意様式）
- ③個別ヒアリングの実施希望日を3案程度下記申込先へメールによりご連絡ください。

#### 【お問合せ・お申込先】

沖縄市企画部プロジェクト推進室

担当：松田、玉城（たましろ）

Mail: b27project@city.okinawa.lg.jp

#### (4) 実施スケジュール一覧

日程	内容	備考
令和8年7月1日（水）	・実施要領の公表	・本市HPにて掲載
令和8年7月1日（水） ～9月30日（水）	・個別ヒアリングの実施 ※設計に反映できる期限は8月7日（金）までとなります。	・メールにて申込受付
令和8年10月（予定）	・調査内容の集約及び公表	・本市HPにて掲載

#### (5) 調査内容

- ・本調査はスケルトン方式により建設する建物について、民間企業等の公募により軽飲食スペースとして活用できる可能性を把握するための調査となります。
- ・完成時期は令和10年度となりますが、民間企業等に参入いただく際の課題を整理し、設計の中で解決することで、多くのご応募をいただきたいと考えております。
- ・そのために「別紙1 ヒアリングシート」に示す内容についてヒアリングさせていただくとともに、記載内容以外についても、多くの意見を募集いたします。

#### (6) 提案の対象外事項

- ・次に掲げるものは、提案の対象外とします。
- ・政治的又は宗教的活動
- ・青少年等に有害な影響を与える物販・サービス提供等
- ・騒音や異臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想できる行為
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- ・公序良俗に反し、又は反社会的な破壊のある恐れがある活動
- ・その他、本市が本事業との関連性が低いと判断する行為

#### 4. 申込資格条件等

- ・本調査へのお申込は、沖縄こどもの国への民間活力導入において、事業主体として意欲のある個人または法人及び法人のグループで、下記の各号に該当しないことを対象といたします。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ② 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ③ 本市から指名停止を受けていないこと。
- ④ 法人県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- ⑤ 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。なお、資格要件確認のため、沖縄県警察本部に照会する場合があります。

ア暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ役員等※が、暴力団員等（本市暴力団排除条例（平成26年条例第22号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であると認められる団体等

ウ暴力団又は暴力団員等が、その経営に実質的に関与している団体等

エ役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用している団体等

オ役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、いかなる名義をもってするかを問わず、金銭、物品その他の財産上の利益を不当に提供し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している団体等

カ役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している団体等

キ役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当な行為をするためにこれらを利用している団体等

ク アからキまでに定める者の依頼を受けて申請しようとする団体等

※「役員等」とは、次に掲げる者をいう。

- ・役員（非常勤の者を含む。）、支配人、営業所等（営業所、事務所その他これらに準ずるものをいう。）を代表する者その他いかなる名称を有するものであるかを問わず法人の経営を行う役職にある者又は実質的にその経営を支配している者

## 5. 調査の留意事項

### (1) 費用

- ・本調査への参加に要する費用は、参加者の自己負担となりますので、ご了承ください。

### (2) 関連調査への協力

- ・必要に応じて、追加の個別ヒアリングや、別途、アンケート調査をお願いする場合がありますので、その際にご協力をお願いします。

### (3) 内容の公表

- ・個別ヒアリングの内容を含め、本調査の結果概要は、令和8年10月頃に本市のホームページで公表を予定しています。
- ・なお、参加者名及び具体的な提案内容、企業ノウハウに係る内容等については、参加者の利益を害するおそれがあることから、原則として非公表とします。

## 6. 今後の予定

今回の調査結果は、沖縄こどもの国の軽飲食スペースの検討に活用させていただきます。

なお、今回ご提案いただいた内容については、整備事業として採択されることが約束されるものではありませんので、予めご了承ください。

## 7. 申込・お問合せ先

〒904-8501 沖縄県沖縄市仲宗根町26番1号

沖縄市企画部プロジェクト推進室 担当：松田、玉城（たましろ）

TEL：098-934-3847

Eメール：b27project@city.okinawa.lg.jp